○三鷹市文化財保護条例

平成18年３月30日

条例第８号

三鷹市文化財保護条例（昭和47年三鷹市条例第13号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条―第５条）

第２章　市指定有形文化財（第６条―第21条）

第３章　市指定無形文化財（第22条―第27条）

第４章　市指定有形民俗文化財・市指定無形民俗文化財（第28条―第34条）

第５章　市指定史跡名勝天然記念物（第35条―第38条）

第６章　市登録文化財（第39条―第44条）

第７章　三鷹市文化財保護審議会（第45条―第54条）

第８章　雑則（第55条―第57条）

第９章　罰則（第58条―第61条）

附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、三鷹市（以下「市」という。）の区域内に存する文化財について、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資するとともに、地域文化の継承と発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

(1)　建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で、歴史上又は芸術上価値のあるもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）及び考古資料その他の学術上価値のある歴史資料（以下「有形文化財」という。）

(2)　演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、歴史上又は芸術上価値

のあるもの（以下「無形文化財」という。）

(3)　衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で、生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

(4)　貝づか、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値のあるもの、庭園、橋梁その他の名勝地で芸術上又は鑑賞上価値のあるもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然現象の生じている土地を含む。）で学術上価値のあるもの（以下「記念物」という。）

（市等の責務）

第３条　市は、文化財が地域の歴史、文化等を理解するため欠くことのできないものであり、かつ、地域文化の発展の基礎をなすものであることを認識し、市民等との協働により、その保存及び活用が適切に行われるよう努めなければならない。

２　三鷹市教育委員会（以下「委員会」という。）は、市の区域内に存する文化財の調査及び研究に努めなければならない。

３　委員会は、文化財の保存及び活用に関する情報を市民等及び事業者に提供するとともに、市民の自主的な活動の支援に努めなければならない。

４　委員会は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

（市民等の責務）

第４条　市民は、地域の文化財が市民にとってかけがえのない財産であることを認識し、市等との協働により、その保存及び活用に努めなければならない。

２　文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な財産であることを自覚し、これを公共のために保存するとともに、公開等その活用に努めなければならない。

（事業者の責務）

第５条　開発行為その他の文化財の保存に影響のある行為をしようとする事業者は、市が文化財の保存に関し行う助言又は指導を尊重しなければならない。

第２章　市指定有形文化財

（指定）

第６条　委員会は、市の区域内に存する有形文化財（文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第27条第１項の規定により重要文化財に指定されたもの又は東京都文化財保護条例（昭和51年東京都条例第25号。以下「都条例」という。）第４条第１項の規定により東京都指定有形文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち、市にとって重要なものを三鷹市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）に指定することができる。

２　前項の規定による指定をする場合は、委員会は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者の判明しない場合は、この限りでない。

３　第１項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知して行う。ただし、前項ただし書の場合は、当該告示をもって足りるものとする。

４　第１項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

５　第１項の規定による指定をしたときは、委員会は、当該市指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

（解除）

第７条　委員会は、市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由がある場合は、その指定を解除することができる。

２　前項の規定による解除については、前条第３項及び第４項の規定を準用する。

３　市指定有形文化財について法第27条第１項の規定による重要文化財の指定があったとき、又は都条例第４条第１項の規定による東京都指定有形文化財の指定があったときは、当該市指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。

４　前項の場合は、委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

５　第２項で準用する前条第３項の規定による市指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき、及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに当該市指定有形文化財の指定書を委員会に返付しなければならない。

（所有者の管理義務及び管理責任者）

第８条　市指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこの条例に基づいて定める三鷹市教育委員会規則（以下「委員会規則」という。）及びこの条例に基づいてする委員会の指示に従い、当該市指定有形文化財を管理しなければならない。

２　市指定有形文化財の所有者は、特別の事由があるときは、専ら自己に代わり当該市指定有形文化財の管理の責に任ずべき者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。

３　前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。

４　管理責任者については、第１項の規定を準用する。

（所有者の変更等）

第９条　市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

２　市指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

（滅失、損傷等）

第10条　市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは損傷し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

（所在の変更）

第11条　市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、あらかじめその旨を委員会に届け出なければならない。ただし、委員会規則で定める場合は、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。

（管理又は修理の補助）

第12条　市指定有形文化財の管理又は修理について多額の費用を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合は、市は、その費用の一部に充てさせるため、当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

２　前項の補助金を交付する場合は、委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

（補助金の返還等）

第13条　前条第１項の規定による補助金の交付を受ける所有者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、市は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者に対し、既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1)　管理又は修理に関し法令に違反したとき。

(2)　補助金の交付を受けた目的以外の目的に補助金を使用したとき。

(3)　前条第２項の補助の条件に従わなかったとき。

（管理又は修理に関する勧告）

第14条　委員会は、市指定有形文化財の管理が適当でないため当該市指定有形文化財が滅失し、損傷し、又は盗み取られるおそれがあると認められるときは、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

２　委員会は、市指定有形文化財が損傷している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

３　前２項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。

４　前項の規定により市が費用の全部又は一部を負担する場合については、第12条

第２項及び前条の規定を準用する。

（有償譲渡の場合の納付金）

第15条　市が修理又は管理に関し必要な措置（以下この条において「修理等」という。）について第12条第１項の規定により補助金を交付し、又は前条第３項の規定により費用を負担した市指定有形文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該市指定有形文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額の合計額から当該修理等が行われた後当該市指定有形文化財の修理等のため自己の費やした金額を控除して得た金額を市に納付しなければならない。

２　前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した市指定有形文化財について委員会が定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行った時以後当該市指定有形文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（１年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。

３　補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該市指定有形文化財を市に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合は、市は、第１項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

（現状変更等の制限）

第16条　市指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置若しくは非常災害のため必要な応急措置をとる場合又は保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

２　前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、委員会規則で定める。

３　第１項の許可を与える場合において、委員会は、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

４　第１項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

５　第１項の許可を受けることができなかったことにより、又は第３項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対し、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

（修理の届出等）

第17条　市指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を委員会に届け出なければならない。ただし、第12条第１項の規定による補助金の交付、第14条第２項の規定による勧告又は前条第１項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

２　委員会は、市指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導及び助言をすることができる。

（公開）

第18条　委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、６月以内の期間を限って、委員会の行う公開の用に供するため当該市指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

２　委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、３月以内の期間を限って、当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。

３　第１項の規定による出品のために要する費用は、市の負担とし、前項の規定による公開のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。

４　市は、第１項の規定により出品した所有者に対し、謝礼金を支給することができる。

５　第１項の規定により市指定有形文化財が出品されたときは、委員会は、その職員のうちから当該市指定有形文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

６　委員会は、第２項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をするとともに、必要があると認めるときは、当該管理について指揮監督することができる。

７　第１項又は第２項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該市指定有形文化財が滅失し、又は損傷したときは、市は、所有者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者の責に帰すべき事由によって滅失し、又は損傷した場合は、この限りでない。

第19条　前条第２項の規定による公開の場合を除き、市指定有形文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため第11条の規定による届出があった場合については、前条第６項の規定を準用する。

（調査）

第20条　委員会は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況について報告を求めることができる。

（所有者変更に伴う権利義務の承継）

第21条　市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定有形文化財に関しこの条例に基づいてする委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

２　前項の場合は、旧所有者は、当該市指定有形文化財の引渡しと同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

第３章　市指定無形文化財

（指定）

第22条　委員会は、市の区域内に存する無形文化財（法第71条第１項の規定により重要無形文化財に指定されたもの又は都条例第20条第１項の規定により東京都指定無形文化財に指定されたものを除く。）のうち、市にとって重要なものを三鷹市指定無形文化財（以下「市指定無形文化財」という。）に指定することができる。

２　前項の規定による指定をする場合は、委員会は、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

３　第１項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあっては、その代表者）に通知して行う。

４　第１項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、委員会は、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

５　前項の規定による追加認定については、第３項の規定を準用する。

（解除）

第23条　委員会は、市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由がある場合は、その指定を解除することができる。

２　委員会は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由がある場合は、その認定を解除することができる。

３　第１項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知して行う。

４　市指定無形文化財について法71条第１項の規定による重要無形文化財の指定があったとき、又は都条例第20条第１項の規定による東京都指定無形文化財の指定があったときは、当該市指定無形文化財の指定は、解除されたものとする。

５　前項の場合は、委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。

６　保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。

以下この条及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、市指定無形文化財の指定は、解除されたものとする。この場合において、委員会は、その旨を告示しなければならない。

（保持者の氏名変更等）

第24条　保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき、その他委員会規則で定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）について、同様とする。

（保存）

第25条　委員会は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形文化財についての記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置をとることができるものとし、市は、保持者、保持団体その他その保持に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することができる。

２　前項の規定により補助金を交付する場合については、第12条第２項及び第13条の規定を準用する。

（公開）

第26条　委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

２　前項の規定による市指定無形文化財の公開については、第18条第３項及び第６項の規定を準用する。

３　市は、第１項の規定による市指定無形文化財の記録の公開に要する費用の一部を予算の範囲内で負担することができる。

４　前項の規定により市が費用の一部を負担する場合については、第12条第２項及

び第13条の規定を準用する。

（保存に関する助言等）

第27条　委員会は、市指定無形文化財の保持者、保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第４章　市指定有形民俗文化財・市指定無形民俗文化財

（指定）

第28条　委員会は、市の区域内に存する有形の民俗文化財（法第78条第１項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの又は都条例第26条第１項の規定により東京都指定有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち、市にとって重要なものを三鷹市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第78条第１項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの又は都条例第26条第１項の規定により東京都指定無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち、市にとって重要なものを三鷹市指定無形民俗文化財（以下「市指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

２　前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定については、第６条第２項から第５項までの規定を準用する。

３　第１項の規定による市指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示して行う。

４　第１項の規定により市指定無形民俗文化財を指定した場合において、当該市指定無形民俗文化財の保存に当たっている者又は団体（代表者の定めのあるものに限る。以下同じ。）があるときは、その者又はその団体の代表者に指定の通知をするものとする。

（解除）

第29条　委員会は、市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由がある場合は、その指定を解除することができる。

２　前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除については、第７条第２

項及び第５項の規定を準用する。

３　第１項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を告示して行う。

４　市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財について法第78条第１項の規定による重要有形民俗文化財若しくは重要無形民俗文化財の指定があったとき、又は都条例第26条第１項の規定による東京都指定有形民俗文化財若しくは東京都指定無形民俗文化財の指定があったときは、当該市指定有形民俗文化財又は当該市指定無形民俗文化財の指定は解除されたものとする。

５　前項の場合の市指定有形民俗文化財の指定の解除については、第７条第４項及び第５項の規定を準用する。

６　第４項の場合の市指定無形民俗文化財の指定の解除については、委員会は、その旨を告示しなければならない。

７　第１項の規定により市指定無形民俗文化財の指定を解除した場合又は第４項の規定により市指定無形民俗文化財の指定が解除された場合において、当該市指定無形民俗文化財の保存に当たっている者又は団体があるときは、その者又は団体の代表者に指定の解除を通知するものとする。

（市指定有形民俗文化財の現状変更等の届出）

第30条　市指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を委員会に届け出なければならない。

２　委員会は、市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、前項の届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

（市指定有形民俗文化財に関する準用規定）

第31条　第８条から第15条まで及び第18条から第21条までの規定は、市指定有形民俗文化財について準用する。

（市指定無形民俗文化財の保存）

第32条　委員会は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形民俗文化財についての記録の作成その他その保存のため適当な措置をとることができるものとし、市は、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することができる。

２　前項の規定により補助金を交付する場合については、第12条第２項及び第13条の規定を準用する。

（市指定無形民俗文化財の記録の公開）

第33条　委員会は、市指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

２　前項の規定による公開については、第26条第３項及び第４項の規定を準用する。

（市指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告）

第34条　委員会は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第５章　市指定史跡名勝天然記念物

（指定）

第35条　委員会は、市の区域内に存する記念物（法第109条第１項の規定により史跡、名勝若しくは天然記念物に指定されたもの又は都条例第33条第１項の規定により東京都指定史跡旧跡名勝天然記念物に指定されたものを除く。）のうち、市にとって重要なものを、三鷹市指定史跡（以下「市指定史跡」という。）、三鷹市指定名勝（以下「市指定名勝」という。）又は三鷹市指定天然記念物（以下「市指定天然記念物」という。）（以下これらを「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

２　前項の規定による指定については、第６条第２項から第５項までの規定を準用する。

（解除）

第36条　委員会は、市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の事由がある場合は、その指定を解除することが

できる。

２　市指定史跡名勝天然記念物について法第109条第１項の規定による史跡、名勝若しくは天然記念物の指定があったとき、又は都条例第33条第１項の規定による東京都指定史跡旧跡名勝天然記念物の指定があったときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。

３　第１項の規定による指定の解除については第７条第２項及び第５項の規定を、前項の場合については第７条第４項及び第５項の規定を準用する。

（土地の所在等の変更の届出）

第37条　市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に変更があったときは、所有者（第38条で準用する第８条第２項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者）は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

（準用規定）

第38条　第８条から第10条まで、第12条から第17条まで、第20条及び第21条の規定は、市指定史跡名勝天然記念物について準用する。

第６章　市登録文化財

（登録）

第39条　委員会は、市の区域内に存する文化財（法、都条例又はこの条例の規定により指定されたものを除く。）のうち、保存及び活用のための措置が特に必要と認めるものを、次に掲げる三鷹市登録文化財（以下「市登録文化財」という。）として三鷹市文化財登録台帳（以下「文化財登録台帳」という。）に登録することができる。

(1)　三鷹市登録有形文化財（以下「市登録有形文化財」という。）

(2)　三鷹市登録無形文化財（以下「市登録無形文化財」という。）

(3)　三鷹市登録有形民俗文化財（以下「市登録有形民俗文化財」という。）

(4)　三鷹市登録無形民俗文化財（以下「市登録無形民俗文化財」という。）

(5)　三鷹市登録史跡、三鷹市登録名勝又は三鷹市登録天然記念物（以下「市登録

史跡名勝天然記念物」と総称する。）

2　委員会は、市登録有形文化財、市登録有形民俗文化財又は市登録史跡名勝天然記念物（以下「市登録有形文化財等」という。）の登録をする場合は、あらかじめ登録しようとする当該市登録有形文化財等の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者の判明しない場合は、この限りでない。

3　委員会は、市登録無形文化財の登録をする場合は、当該市登録無形文化財の保持者又は保持団体を認定しなければならない。

4　委員会は、市登録無形民俗文化財の登録をする場合は、当該市登録無形民俗文化財の保存に当たっている者又は団体があるときは、その者又はその団体の代表者に登録の通知をするものとする。

5　第１項の規定による登録は、その旨を告示するとともに、所有者及び権原に基づく占有者又は保持者若しくは保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあっては、その代表者）に通知して行う。ただし、第２項ただし書の場合は、当該告示をもって足りるものとする。

6　市登録有形文化財等の登録は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

7　委員会は、市登録有形文化財等を登録したときは、当該市登録有形文化財等の所有者に登録書を交付しなければならない。

（抹消）

第40条　委員会は、市登録文化財が市登録文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由がある場合は、その登録を抹消することができる。

2　市登録文化財が、法、都条例又はこの条例の規定により指定されたときは、市登録文化財の登録は抹消されたものとする。

3　委員会は、市登録有形文化財等（前項の規定により抹消されたものを除く。）の所有者及び権原に基づく占有者から当該市登録有形文化財等の登録の抹消の申出があったときは、その登録を抹消しなければならない。

４　委員会は、市登録無形文化財の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由がある場合は、その認定を抹消することができる。

５　前各項の規定による登録又は認定の抹消については、前条第５項及び第６項の規定を準用する。

６　前項で準用する前条第５項の規定による市登録有形文化財等の登録の抹消の通知を受けたときは、所有者は、速やかに当該市登録有形文化財等の登録書を委員会に返付しなければならない。

（現状変更等の届出）

第41条　市登録有形文化財等に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、委員会規則で定めるところにより、あらかじめその旨を委員会に届け出なければならない。ただし、委員会規則で定める場合は、この限りでない。

（保存のための助言等）

第42条　委員会は、市登録文化財の保存及び活用について必要があると認めるときは、市登録文化財の所有者及び権原に基づく占有者、保持者若しくは保持団体又は保存に当たっている者若しくは団体に対し、指導又は助言をすることができる。

２　委員会は、市登録文化財の保存及び活用のため必要があると認めるときは、記録の作成、伝承者の養成その他の措置を講ずることができる。

３　委員会は、市登録文化財の所有者及び権原に基づく占有者に対し、当該市登録文化財の現状又は管理若しくは修理の状況に関し報告を求めることができる。

（所有者の変更等）

第43条　市登録有形文化財等の所有者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。ただし、委員会規則で定める場合は、届出を要せず、又は変更をした後届け出ることをもって足りる。

(1)　所有者を変更するとき。

(2)　所有者の住所又は氏名を変更したとき。

(3)　市登録有形文化財等の全部又は一部が滅失し、若しくは損傷し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

(4)　市登録有形文化財又は市登録有形民俗文化財の所在地を変更しようとするとき。

(5)　市登録史跡名勝天然記念物の登録地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に変更があったとき。

(6)　前各号に掲げるもののほか、委員会規則で定める事由が生じたとき。

（保持者の氏名変更等）

第44条　市登録無形文化財の保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき、その他委員会規則で定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。市登録無形文化財の保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）について、同様とする。

第７章　三鷹市文化財保護審議会

（設置）

第45条　法第190条の規定に基づき、委員会に三鷹市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第46条　審議会は、委員会の諮問に応じ、文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらの事項について委員会に建議する。

（審議会への諮問）

第47条　委員会は、次に掲げる事項について、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。

(1)　市指定有形文化財の指定及びその指定の解除

(2)　市指定無形文化財の指定及びその指定の解除

(3)　市指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除

(4)　市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定及びその指定の解除

(5)　市指定史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除

(6)　市登録有形文化財の登録及びその登録の抹消

(7)　市登録無形文化財の登録及びその登録の抹消

(8)　市登録無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の抹消

(9)　市登録有形民俗文化財又は市登録無形民俗文化財の登録及びその登録の抹消

(10)　市登録史跡名勝天然記念物の登録及びその登録の抹消

(11)　前各号に掲げるもののほか、委員会が必要があると認める事項

（組織）

第48条　審議会は、委員８人以内をもって組織する。

２　特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

（委員の選任）

第49条　委員及び臨時委員は、文化財に関し広く、かつ、高い識見を有する者のうちから委員会が委嘱する。

（委員の任期）

第50条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　臨時委員は、第48条第２項の特別の事項の調査審議が終わったときは、退任するものとする。

（会長及び副会長）

第51条　審議会に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員が互選する。

３　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（招集）

第52条　審議会は、会長が招集する。

（議事）

第53条　審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

２　審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）

第54条　審議会に専門的事項を調査研究するため部会を置くことができる。

第８章　雑則

（標識等の設置）

第55条　委員会は、市内に存する文化財のうち、必要があると認めるものについては、当該文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得て、標識又は説明板を設置し、これを当該文化財の所有者、権原に基づく占有者又は管理責任者に管理させることができる。

（記録の作成等）

第56条　委員会は、市指定無形文化財及び市指定無形民俗文化財以外の無形文化財（法第71条第１項の規定により重要無形文化財に指定されたもの又は都条例第20条第１項の規定により東京都指定無形文化財に指定されたものを除く。）及び無形民俗文化財（法第78条第１項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの又は都条例第26条第１項の規定により東京都指定無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち、特に必要があると認めるものについて、その記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、市は、適当と認める者に対し、当該特に必要があると認めるものの記録の作成、保存又は公開に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することができる。

２　前項の規定により補助金を交付する場合については、第12条第２項及び第13条の規定を準用する。

（委任）

第57条　この条例の施行に関し必要な事項は、委員会規則で定める。

第９章　罰則

（罰則）

第58条　市指定有形文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者は、５万円以下の罰金又は科料に処する。

第59条　市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしてこれを滅失し、損傷し、又は衰亡させた者は、５万円以下の罰金又は科料に処する。

第60条　第16条（第38条で準用する場合を含む。）の規定に違反して、委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、市指定有形文化財若しくは市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は委員会の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、３万円以下の罰金又は科料に処する。

第61条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産管理に関し前３条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成18年４月１日から施行する。

（三鷹市文化財専門委員の設置に関する条例の廃止）

２　三鷹市文化財専門委員の設置に関する条例（昭和47年三鷹市条例第14号）は、廃止する。

（経過措置）

３　この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の三鷹市文化財保護条例（以下「改正前の条例」という。）第５条の規定により、次の表の左欄に掲げる種別の市文化財として指定されている市文化財は、第６条、第22条、第28条及び第35

条の規定により、同表の左欄の市文化財の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる市指定の文化財として指定されたものとみなす。

市重宝	市指定有形文化財
市技芸	市指定無形民俗文化財
市郷土資料	市指定有形民俗文化財
市史跡	市指定史跡
市天然記念物	市指定天然記念物

４　この条例の施行の際、現に改正前の条例第８条第１項の規定により交付されている指定書は、第６条第５項（第28条第２項及び第35条第２項で準用する場合を含む。）の規定により交付された指定書とみなす。

５　この条例の施行の際、現に改正前の条例第12条の規定により選任され、委員会に届出のなされている管理責任者は、第８条（第31条及び第38条で準用する場合を含む。）の規定により選任され、委員会に届出のあった管理責任者とみなす。